

公 告

契約担当官代理
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 田 中 隼 正

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。
記

1 入札に付する事項：(1)

品名(件名)	履行場所	履行期間
昇降機の保守点検-1 外2件	仕様書のとおり	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日

- (2) 入札等説明会： 無
(3) 内訳書提出： 有 (様式は別紙のとおり。)

2 入 札 日 時： 令和 5 年 3 月 28 日 (火) 14 時 00 分

3 入 札 場 所： 埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 入札室

4 参 加 資 格：(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一資格「役務の提供等」D 級以上及び競争参加地域「関東・甲信越」の資格を許可されている者
(3) 防 衛 装 備 庁 長 官 又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を 防 衛 装 備 庁 長 官 が認めた場合には、この限りではない。

5 落 札 決 定 方 式 等： 総額決定 (予定総額)
(同価入札がある場合、予決令第83条に基づき、くじ引きにより落札者を決定する。なお、郵便入札の場合、入札事務に関係のない職員が代って実施する。)

6 入 札 方 法：(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための入札対応措置について
(令和3年1月6日)に基づき、郵便入札のみの受付とする。
配達記録を有する手段により、 令和 5 年 3 月 27 日 (月) 必着とする。

7 保 証 金 等： 入札保証金 …… 免除 契約保証金 …… 免除
(ただし、入札保証金を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。)

8 入 札 の 無 効： 参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書等作成の必要の有無： 有

10 適用する契約条項： 航空自衛隊標準契約(請書)条項
役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。

11 契約条項を示す場所： 埼玉県狭山市 航空自衛隊 中部航空警戒管制団 会計隊 事務室

12 そ の 他：(1) 契約の際には、消費税及び地方消費税を除いた価格で定め、請求金額が確定した段階で消費税及び地方消費税を計上する。この場合、1円未満の端数を切り捨てる。
(2) 入札参加希望者は、入札日の前日までにその旨を(3)の連絡先まで通知するとともに、資格決定通知書の写しを提出すること(FAX可)。
(3) 本書記載事項の詳細及び仕様書等の貸出又は閲覧については、会計隊担当者まで照会されたい。

〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2-3

航空自衛隊入間基地 会計隊契約班(担当 忽那)

電話：04-2954-0954(直通) FAX：04-2952-5267

(4) 仕様書の内容等に係る質問は、要求元担当者に照会されたい。

・入基LPS-X-511198 担当：若松(基群施設隊) 電話：042-953-6131(内線：2632)

・入基LPS-X-51199-1 担当：若松(基群施設隊) 電話：042-953-6131(内線：2632)

・入基LPS-X-10489 担当：前田(基群業務隊) 電話：042-953-6131(内線：2781)

入札書

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

貴公告入札通知に対して「入札及び契約心得」
契約条件等承諾の上提出します。

令和5年3月28日

契約担当官
航空自衛隊中部航空警戒管制団
会計隊長 樺島 俊幸 殿 住 所
会 社 名
代表者名

履 行 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日				
履 行 場 所	仕様書のとおり				
品 名 (件名)	規 格	単 位	予定数量	単 価	金 額
昇降機の保守点検-1 外2件	別紙のとおり				
	以下余白				
入 札 金 額 (予 定 総 額)	¥				

昇降機の保守点検 外2件

品名 (件名)	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
昇降機の保守点検	内訳のとおり				
(内訳)					
1 昇降機の保守点検-1	入基LPS-X-511198				
(1) 履行場所① (三菱) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
(2) 履行場所② (フジテック) (POG契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
2 昇降機の保守点検-2	入基LPS-X-51199-1				
(1) 履行場所① (日立) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
(2) 履行場所② (フジテック) (POG契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
(3) 履行場所③ (フジテック) (POG契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
(4) 履行場所④ (フジテック) (POG契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
(5) 履行場所⑤ (1号機)(東芝) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
(6) 履行場所⑤ (2号機)(東芝) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	直接通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
(7) 履行場所⑥ (1号機)(三菱) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
(8) 履行場所⑥ (2号機)(三菱) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
(9) 履行場所⑥ (3号機)(三菱) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
(10) 履行場所⑥ (4号機)(三菱) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
(11) 履行場所⑥ (5号機)(三菱) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
小 計					

昇降機の保守点検 外2件

品名 (件名)	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
(12) 履行場所⑦ (1号機) (ダィコー) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
(13) 履行場所⑦ (2号機) (ダィコー) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
3 昇降機の保守点検	入基LPS-X-10489				
(1) 修武台宿舍2号棟 (1号機) (フジテック) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	直接通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
(2) 修武台宿舍2号棟 (2号機) (フジテック) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	直接通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
(3) 修武台宿舍1号棟 (フジテック) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	直接通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
(4) 稲荷山宿舍 (日立) (FM契約)	毎月点検(毎月1回)、仕様書のとおり	回	12		
	定期点検(1年に1回)、仕様書のとおり	回	1		
	直接通話システム取付、仕様書のとおり	回	1		
小 計					
合 計					

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	昇降機の保守点検－1	入 基 LPS－X－51198		
		承 認	令和4年	3月29日
		作 成	令和4年	2月 1日
		改 正	令和 年	月 日
			令和 年	月 日
作成部隊等名		中警団基地業務群施設隊		

1. 総則

- 1.1 適用範囲 本仕様書は、昇降機の保守点検－1（以下「本役務」という。）について適用する。
- 1.2 役務内容 履行内容書（別紙）による。
- 1.3 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。
 - a) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
 - b) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
 - c) 昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日）
 - d) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 平成30年度版」
 - e) JIS A 4302：2006「昇降機の検査標準」
 - f) 入間基地役務(工事)一般仕様書
 - g) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則

類

2. 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

- 2.1 契約相手方は、本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、契約担当官と協議するものとする。
- 2.2 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。
- 2.3 契約相手方は、基地内において本役務の履行で必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- 2.4 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- 2.5 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。
また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。
- 2.6 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。
また、役務完成後速やかに返納すること。
- 2.7 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
- 2.8 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

3. 基地内における共通規定事項

- 3.1 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、細部は監督官の指示による。
- 3.2 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し運行する。
- 3.3 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
- 3.4 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。
- 3.5 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこと。

- 3.6 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。
4. 官公署その他への届出等
 - 4.1 役務の着手、履行及び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。
 - 4.2 届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
 - 4.3 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等は、契約相手方の負担により行う。
5. 役務の一時中止、履行期限の変更
役務の一時中止、履行期限の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。
6. 管理事項
 - 6.1 役務の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
 - 6.2 役務に伴い破損した箇所は、在来にならい収まり良く補修するものとする。
 - 6.3 履行場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
 - 6.4 履行写真は、履行前、中、後、履行完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、履行経過の記録帳（履行写真帳）を提出するものとする。
 - 6.5 履行写真の撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。
7. 提出書類等
契約相手方は、以下の書類等を提出しなければならない。ただし、監督官が提出を要しないと指示したものは除く。
 - 7.1 役務関係書類
 - a) 着手届
 - b) 現場代理人等通知書
 - c) 工程表
 - d) 完了通知書
 - e) 履行写真
 - f) 役務打合せ簿
 - g) その他監督官が必要としたもの
 - 7.2 残業届
次に示す履行を必要とする場合は、あらかじめ残業届を提出するものとする。
 - a) 課業時間外等、監督官の指示する時間を超える履行
 - b) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日等の履行
8. 現場管理
 - 8.1 履行管理
現場代理人は、役務履行に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする履行の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。
 - 8.2 現場代理人
 - a) 現場代理人は、履行現場に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし、履行現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。
 - b) 履行期間中は監督官と履行の開始前、終了後に必要な調整を行う。
 - c) 品質、工程等の履行管理を行う。
 - d) 役務関係者に、役務関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
 - e) 既存施設部分、役務目的物の履行済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、役務に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
 - f) 役務の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

8.3 後片付け

役務の完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

9. 履行

9.1 履行

a) 履行は、履行内容書及び監督官の承諾を受けた工程表に従って行う。

b) 別契約役務と履行上密接に関連する役務については、監督官の調整に協力し当該役務関係者とともに、役務全体の円滑な履行に努める。

10. 検査・確認

契約相手方は、検査及び確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。

また、原則監督官の立会いのもとに実施する。

10.1 完成検査

以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。

a) 仕様書に示す役務完了

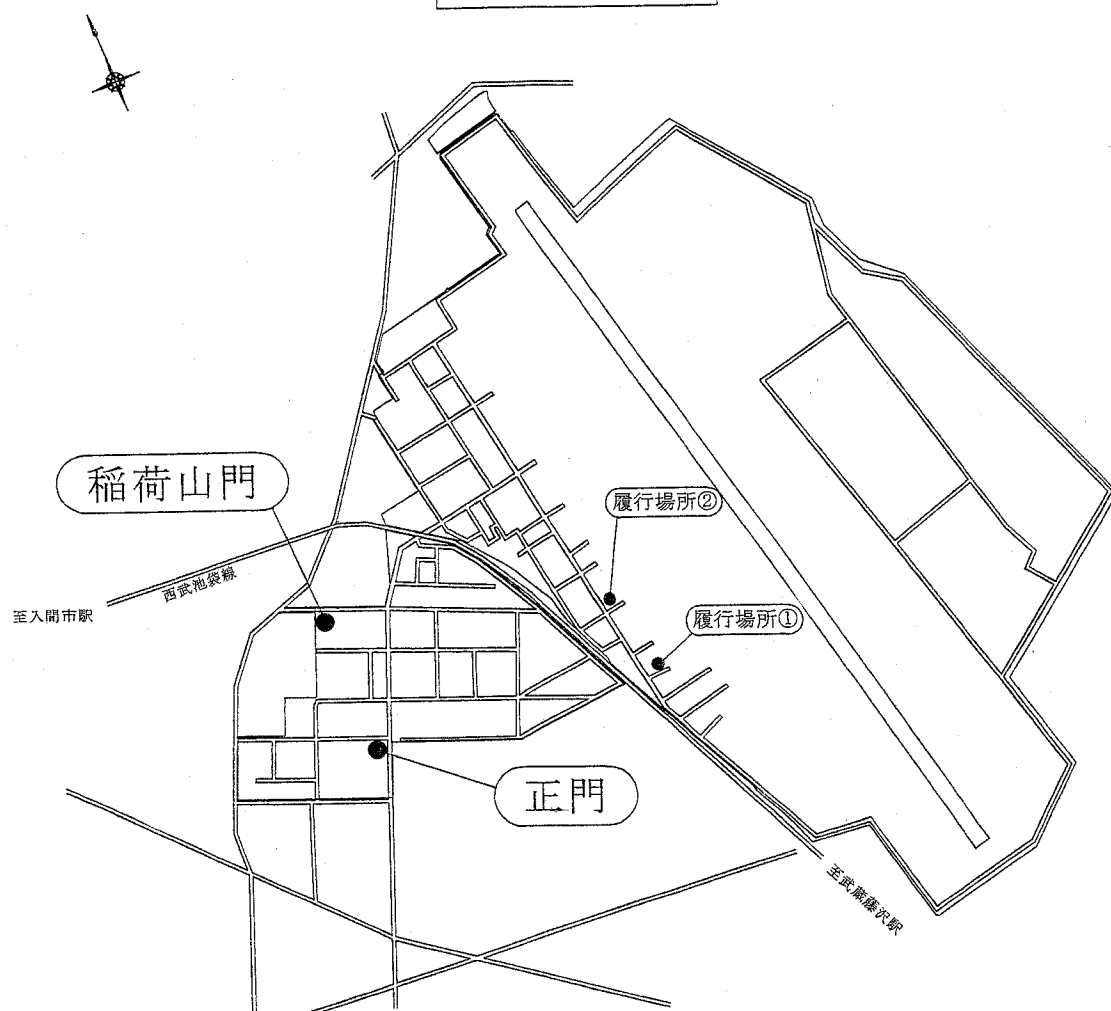
b) 仕様書に示す役務関係書類の提出

c) その他監督官の指示する事項

履行内容書

品名又は件名:昇降機の保守点検－1

案内図



履行関係者以外への複製を禁ずる。

品名 又は 件名	昇降機の保守点検－１	形名	諸元一覧による
1 本役務は国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 平成30年度版」に基づくPOG契約は履行場所②とし、フルメンテナンス（FM）契約は履行場所①とする。 2 契約相手方は平成30年度版建築保全共通仕様書第7章搬送設備第2節エレベーター7. 2. 1適用の文中の表7. 2. 1の法定検査等一覧に基づき、昇降機の定期検査及びその報告等を行うものとする。 3 保守点検実施内容等は、平成30年度版建築保全業務共通仕様書第7章第2節表7. 2. 5及び表7. 2. 6によるものとし、点検周期等を遵守し、実施するものとする。 4 保守点検による修理及び取替え部品等の範囲は、平成30年度版建築保全業務共通仕様書第7章2節表7. 2. 2によるものとし、当該昇降機に適合した作業を行うものとする。 5 昇降機の保守の周期は、1か月とする。 6 昇降機の点検は1か月点検、3か月点検、6か月点検及び1年点検をそれぞれ実施するものとする。 7 建築基準法第12条第3項の規定に基づく法定検査は、年度1回、監督官が指定する時期に実施するものとする。 8 保守点検毎に点検表等に所定の事項を記入し、報告書として速やかに監督官に提出し、検査官が指定した場所で完成検査を実施するものとする。 9 保守点検中、不具合事項等を発見した場合、速やかに監督官に報告し、指示を受けるとともに、修理等が必要な場合は修理に関する資料等を速やかに監督官に提出するものとする。 10 保守点検及び各作業等を実施する場合には監督官の確認を得てから実施するものとする。 11 契約相手方は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処するものとする。			

昇降機の保守点検－1
昇降機 諸元一覧

履行場所① (FM)	
製造メーカー	三菱エレベーター (平成29年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式 (機械室無し)
積 載 量	7人乗り (450kg)
定格速度	60m/min
停 止 階	1～8階 (4停止)
操作方式	乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	3.1Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所② (POG)	
製造メーカー	フジテックエレベーター (平成10年設置)
用途(台数)	荷物用 ロープ式
積 載 量	850kg
定格速度	45m/min
停 止 階	1～3階 (3停止)
操作方式	単独自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	7.5Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	昇降機の保守点検－2	入基 LPS-X-51199-1	
		承認	令和4年 3月29日
		作成	令和4年 2月 1日
		改正	令和5年 3月 8日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	中警団基地業務群施設隊

1. 総則

- 1.1 適用範囲 本仕様書は、昇降機の保守点検－2（以下「本役務」という。）について適用する。
- 1.2 役務内容 履行内容書（別紙）による。
- 1.3 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。
 - a) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
 - b) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
 - c) 昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日）
 - d) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 平成30年度版」
 - e) JIS A 4302：2006「昇降機の検査標準」
 - f) 入間基地役務(工事)一般仕様書
 - g) その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則

類

2. 基地内共通事項

- 契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。
- 2.1 契約相手方は、本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、契約担当官と協議するものとする。
 - 2.2 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。
 - 2.3 契約相手方は、基地内において本役務の履行で必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
 - 2.4 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
 - 2.5 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。
また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。
 - 2.6 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。
また、役務完成後速やかに返納すること。
 - 2.7 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
 - 2.8 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。
 3. 基地内における共通規定事項
 - 3.1 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、細部は監督官の指示による。
 - 3.2 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し運行する。
 - 3.3 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
 - 3.4 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。
 - 3.5 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこと。

- 3.6 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。
4. 官公署その他への届出等
 - 4.1 役務の着手、履行及び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。
 - 4.2 届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
 - 4.3 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等は、契約相手方の負担により行う。
5. 役務の一時中止、履行期限の変更
役務の一時中止、履行期限の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。
6. 管理事項
 - 6.1 役務の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
 - 6.2 役務に伴い破損した箇所は、在来にならい収まり良く補修するものとする。
 - 6.3 履行場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
 - 6.4 履行写真は、履行前、中、後、履行完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、履行経過の記録帳（履行写真帳）を提出するものとする。
 - 6.5 履行写真の撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。
7. 提出書類等
契約相手方は、以下の書類等を提出しなければならない。ただし、監督官が提出を要しないと指示したものは除く。
 - 7.1 役務関係書類
 - a) 着手届
 - b) 現場代理人等通知書
 - c) 工程表
 - d) 完了通知書
 - e) 履行写真
 - f) 役務打合せ簿
 - g) その他監督官が必要としたもの
 - 7.2 残業届
次に示す履行を必要とする場合は、あらかじめ残業届を提出するものとする。
 - a) 課業時間外等、監督官の指示する時間を超える履行
 - b) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日等の履行
8. 現場管理
 - 8.1 履行管理
現場代理人は、役務履行に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする履行の場合は、その資格を有する主任技術者を選任するものとする。
 - 8.2 現場代理人
 - a) 現場代理人は、履行現場に常駐し、その運営、取締りを行うものとする。ただし、履行現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。
 - b) 履行期間中は監督官と履行の開始前、終了後に必要な調整を行う。
 - c) 品質、工程等の履行管理を行う。
 - d) 役務関係者に、役務関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。
 - e) 既存施設部分、役務目的物の履行済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、役務に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
 - f) 役務の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

8.3 後片付け

役務の完了に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

9. 履行

9.1 履行

a) 履行は、履行内容書及び監督官の承諾を受けた工程表に従って行う。

b) 別契約役務と履行上密接に関連する役務については、監督官の調整に協力し当該役務関係者ととともに、役務全体の円滑な履行に努める。

10. 検査・確認

契約相手方は、検査及び確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。

また、原則監督官の立会いのもとに実施する。

10.1 完成検査

以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。

a) 仕様書に示す役務完了

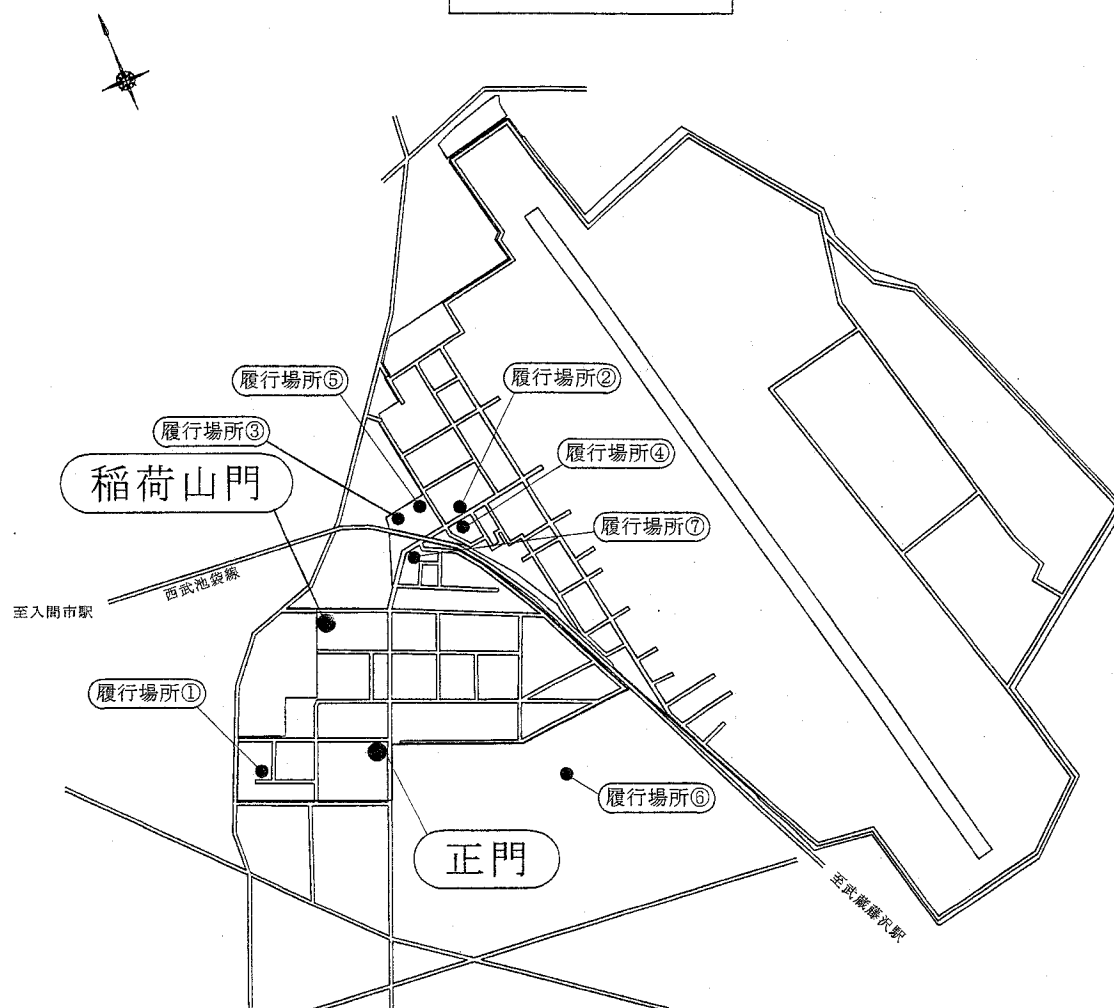
b) 仕様書に示す役務関係書類の提出

c) その他監督官の指示する事項

履行内容書

品名又は件名:昇降機の保守点検－2

案内図



履行関係者以外への
複製を禁ずる。

品名 又は 件名	昇降機の保守点検－２	形名	諸元一覧による
1 本役務は国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 平成30年度版」に基づくPOG契約は履行場所②、履行場所③及び履行場所④とし、フルメンテナンス(FM)契約は履行場所①、履行場所⑤、履行場所⑥及び履行場所⑦とする。 2 契約相手方は平成30年度版建築保全共通仕様書第7章搬送設備第2節エレベーター7.2.1適用の文中の表7.2.1の法定検査等一覧に基づき、昇降機の定期検査及びその報告等を行うものとする。 3 保守点検実施内容等は、平成30年度版建築保全業務共通仕様書第7章第2節表7.2.5及び表7.2.6によるものとし、点検周期等を遵守し、実施するものとする。 4 保守点検による修理及び取替え部品等の範囲は、平成30年度版建築保全業務共通仕様書第7章2節表7.2.2によるものとし、当該昇降機に適合した作業を行うものとする。 5 昇降機の保守の周期は、1か月とする。 6 昇降機の点検は1か月点検、3か月点検、6か月点検及び1年点検をそれぞれ実施するものとする。 7 建築基準法第12条第3項の規定に基づく法定検査は、年度1回、監督官が指定する時期に実施するものとする。 8 保守点検毎に点検表等に所定の事項を記入し、報告書として速やかに監督官に提出し、検査官が指定した場所で完成検査を実施するものとする。 9 保守点検中、不具合事項等を発見した場合、速やかに監督官に報告し、指示を受けるとともに、修理等が必要な場合は修理に関する資料等を速やかに監督官に提出するものとする。 10 保守点検及び各作業等を実施する場合には監督官の確認を得てから実施するものとする。 11 契約相手方は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処するものとする。 12 契約相手方は、履行場所②、履行場所③、履行場所④及び履行場所⑤に直接通話システムを取付けるものとする。また、システムに必要な通信費は契約相手方の負担とする。 13 直接通話システムは、かご内に人が閉じ込められた場合に、かご内のインターホンで契約相手方の監視センター等と直接通話できる機能を有し、その後、契約相手方より官側の指定する連絡先に連絡する体制を整えるものとする。			

昇降機の保守点検－2
昇降機 諸元一覧

履行場所① (FM)	
製造メーカー	日立エレベーター (平成21年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	15人乗り (750kg)
定格速度	45m/min
停 止 階	1～2階 (2停止)
操作方式	乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	3.5Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置・障害者用

履行場所② (POG)	
製造メーカー	フジテックエレベーター (平成6年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	11人乗り (750kg)
定格速度	60m/min
停 止 階	1～6階 (6停止)
操作方式	乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	5.5Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所③ (POG)	
製造メーカー	フジテックエレベーター (平成8年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	15人乗り (1000kg)
定格速度	60m/min
停 止 階	1～4階 (4停止)
操作方式	乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	7.5Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置・障害者用

履行場所④ (POG)	
製造メーカー	フジテックエレベーター (平成9年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	17人乗り (1150kg)
定格速度	60m/min
停 止 階	B1・1～6階 (7停止)
操作方式	乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	11.0Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所⑤ 1号機 (FM)	
製造メーカー	東芝エレベーター (令和4年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	9人乗り (600kg)
定格速度	45m/min
停 止 階	1～5階 (5停止)
操作方式	乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	3.7Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所⑤ 2号機 (FM)	
製造メーカー	東芝エレベーター (令和4年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	13人乗り (850kg)
定格速度	60m/min
停 止 階	1～5階 (5停止)
操作方式	乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	5.7Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所⑥ 1号機 (FM)	
製造メーカー	三菱エレベーター (令和3年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	15人乗り (1000kg)
定格速度	45m/min
停 止 階	正面側2箇所 (1, 3階) 背面側2箇所 (2-3階)
操作方式	方向性乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	5.1Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置・寝台用

履行場所⑥ 2号機 (FM)	
製造メーカー	三菱エレベーター (令和3年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	15人乗り (1000kg)
定格速度	45m/min
停 止 階	正面側2箇所 (1, 3階) 背面側2箇所 (2-3階)
操作方式	方向性乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	5.1Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置・寝台用

履行場所⑥ 3号機 (FM)	
製造メーカー	三菱エレベーター (令和3年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	11人乗り (750kg)
定格速度	45m/min
停 止 階	1～3階 (3停止)
操作方式	乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	3.8Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所⑥ 4号機 (FM)	
製造メーカー	三菱エレベーター (令和3年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	15人乗り (1000kg)
定格速度	45m/min
停 止 階	正面側3箇所 (1-3階)
操作方式	2台群乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	5.1Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所⑥ 5号機 (FM)	
製造メーカー	三菱エレベーター (令和3年設置)
用途(台数)	乗用 ロープ式
積 載 量	15人乗り(1000kg)
定格速度	45m/min
停 止 階	正面側3箇所(1-3階)
操作方式	2台群乗合全自動方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	5.1Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所⑦ 1号機 (FM)	
製造メーカー	ダイコーエレベーター (令和4年設置)
用途(台数)	荷物用 ロープ式
積 載 量	1000kg
定格速度	45m/min
停 止 階	1～2箇所(1-2階)
操作方式	可変電圧可変周波数制御方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	5.3Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

履行場所⑦ 2号機 (FM)	
製造メーカー	ダイコーエレベーター (令和4年設置)
用途(台数)	荷物用 ロープ式
積 載 量	1000kg
定格速度	45m/min
停 止 階	1～2箇所(1-2階)
操作方式	可変電圧可変周波数制御方式
電 源	200V 50Hz
巻き上げ電動機	5.3Kw
付加装置	地震時管制運転装置・火災時管制運転装置・停電時救出運転装置

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	昇降機の保守点検	入基 LPS-X-10489	
		承認	令和2年6月26日
		作成	令和2年6月26日
		改正	令和5年3月6日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	中警団基地業務群業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊入間基地が管理する公務員宿舎の昇降機の保守点検（以下「本役務」いう。）について適用する。

1.2 役務内容 細部は履行内容書（別紙）による。

1.3 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。

- 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- 昇降機の適切な維持及び運行に関する指針（平成28年2月19日）
- 国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 平成30年度版」
- JIS A4302：2006「昇降機の検査標準」
- その他関係法令、上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条令並びに規則類

2. 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

- 契約相手方は、本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、契約担当官と協議するものとする。
- 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。
- 契約相手方は、基地内において本役務の履行で必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
- 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。

また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。

- 契約相手方は、発注者から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。

また、役務完成後速やかに返納すること。

品名又は件名	昇降機の保守点検
--------	----------

- 2.7 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
- 2.8 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。
3. 基地内における共通規定事項
 - 3.1 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、細部は監督官の指示による。
 - 3.2 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し運行する。
 - 3.3 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
 - 3.4 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。
 - 3.5 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこと。
 - 3.6 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。
4. 官公署その他への届出等
 - 4.1 役務の着手、履行及び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。
 - 4.2 届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
 - 4.3 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等は、契約相手方の負担により行う。
5. 役務の一時中止、履行期限の変更
役務の一時中止、履行期限の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し発注者と協議のうえ指示を受ける。
6. 管理事項
 - 6.1 役務の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。
 - 6.2 役務に伴い破損した箇所は、在来にならい収まり良く補修するものとする。
 - 6.3 履行場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
 - 6.4 履行写真は、履行前、中、後、履行完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、履行経過の記録帳（履行写真帳）を提出するものとする。
 - 6.5 履行写真の撮影には、通信機能を有しないデジタルカメラ等で撮影するものとする。
7. その他の事項
 - 7.1 監査・検査 監督及び検査は、契約担当官及び契約担当官補助者が指示する監督・検査実施要領に基づき実施する。

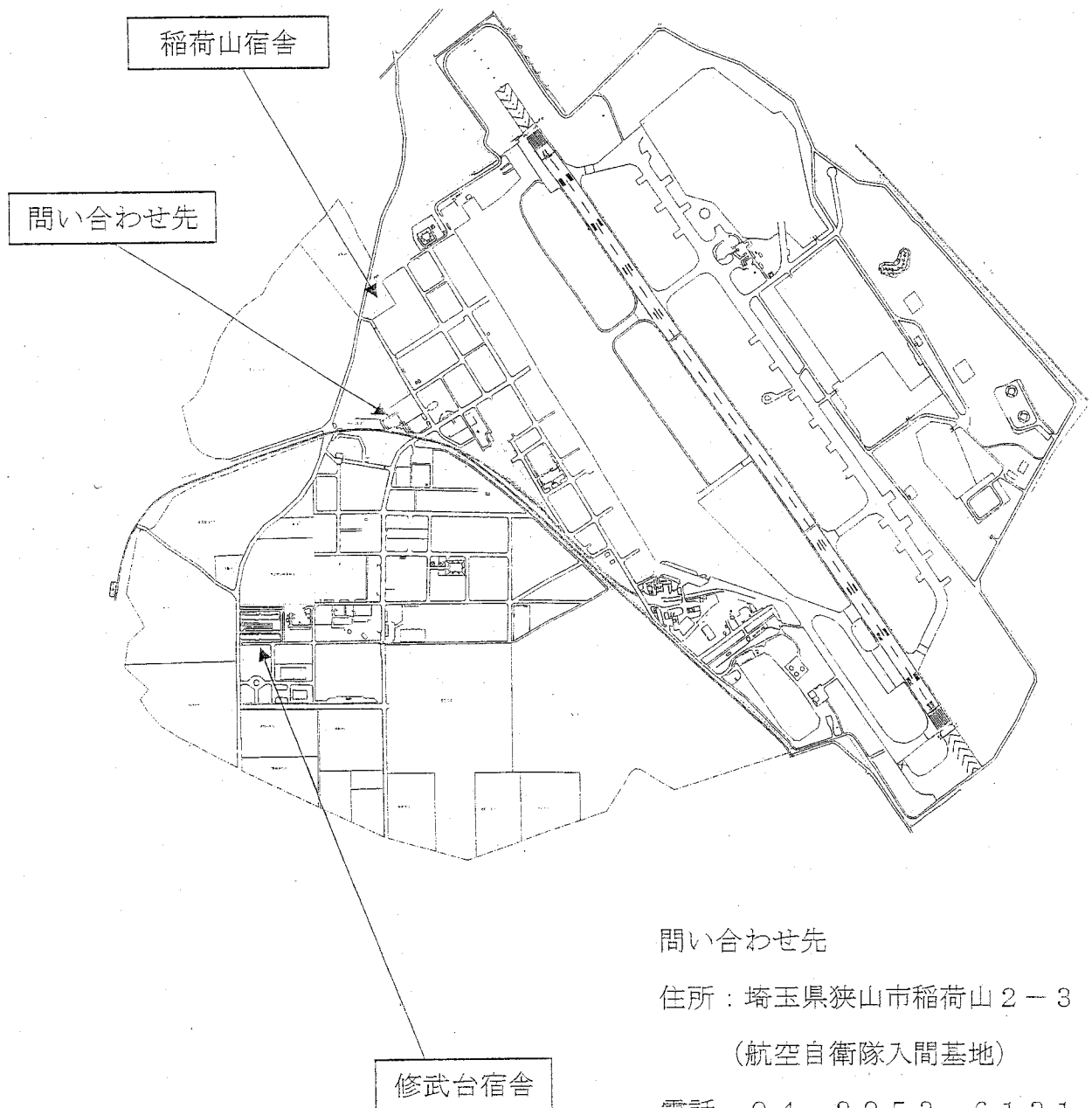
履 行 内 容 書

物品番号		形 名	諸元一覧による。
品名又は件名	昇降機の保守点検	設置年月日	
1 本役務は国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 平成30年度版」に基づくフルメンテナンス(FM) 契約とする。 2 契約相手方は平成30年度版建築保全共通仕様書第7章搬送設備第2節エレベーター7. 2. 1適用の文中の表7. 2. 1の法定検査等一覧に基づき、昇降機の定期検査及びその報告等を行うものとする。 3 保守点検実施内容等は、平成30年度版建築保全業務共通仕様書第7章第2節表7. 2. 5及び表7. 2. 6によるものとし、点検周期等を遵守し、実施するものとする。 4 保守点検による修理及び取替え部品等の範囲は、平成30年度版建築保全業務共通仕様書第7章2節表7. 2. 2によるものとし、当該昇降機に適合した作業を行うものとする。 5 昇降機の保守の周期は、1か月とする。 6 昇降機の点検は1か月点検、3か月点検、6か月点検及び1年点検をそれぞれ実施するものとする。 7 建築基準法第12条第3項の規定に基づく法定検査は、年度1回、監督官が指定する時期に実施するものとする。 8 保守点検毎に点検表等に所定の事項を記入し、報告書として速やかに監督官に提出し、検査官が指定した場所で完成検査を実施するものとする。 9 保守点検中、不具合事項等を発見した場合、速やかに監督官に報告し、指示を受けるとともに、修理等が必要な場合は修理に関する資料等を速やかに監督官に提出するものとする。 10 保守点検及び各作業等を実施する場合には監督官の確認を得てから実施するものとする。 11 契約相手方は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に専門技術者を原則180分以内に到着させ、最善の手段で対処するものとする。 12 契約相手方は、全ての履行場所に直接通話システムを取付けるものとする。 また、システムに必要な通信費は契約相手方の負担とする。 13 直接通話システムは、かご内に人が閉じ込められた場合に、かご内のインターホンで契約相手方の監視センター等と直接通話できる機能を有し、その後、契約相手方より官側の指定する連絡先に連絡する体制を整えるものとする。			

履行内容書

品名又は件名：昇降機の保守点検

案内図



問い合わせ先

住所：埼玉県狭山市稲荷山 2-3

(航空自衛隊入間基地)

電話：04-2953-6131

(内線 2703)

履行内容書

諸元一覧

項 目	修武台宿舍2号棟エレベーター
製造メーカー	フジテック株式会社
用途(台数)	ロープ式(1台)
積 載 量	乗用(600kg)
停 止 階	8停止
付 加 装 置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時救出運転装置
項 目	修武台宿舍2号棟エレベーター
製造メーカー	フジテック株式会社
用途(台数)	ロープ式(1台)
積 載 量	人荷用(1000kg)
停 止 階	8停止
付 加 装 置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時救出運転装置
項 目	修武台宿舍1号棟エレベーター
製造メーカー	フジテック株式会社
用途(台数)	ロープ式(1台)
積 載 量	人荷用(1000kg)
停 止 階	6停止
付 加 装 置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時救出運転装置
項 目	稲荷山宿舍エレベーター
製造メーカー	日立製作所
用途(台数)	ロープ式(1台)
積 載 量	人荷用(850kg)
停 止 階	8停止 機械室レス
付 加 装 置	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時救出運転装置